

「生涯現役社会」の実現に向けた 生涯現役地域づくり環境整備事業概要

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

1 事業の目的

- 令和3年4月施行の改正高齢法により、65歳までの雇用確保措置の義務を上回る70歳までの「就業確保措置」が努力義務となるなど人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図る必要がある。
- 企業内での雇用のほか、高齢者のニーズに応じ地域において高齢者が活躍できる多様な雇用・就業機会を創出し、多様な働く場を整備していく取組を促進するため、地域で既に定着している地域づくりの取組との連携の一層の緊密化を図り、地域ニーズを踏まえた高齢者の働く場の創出の取組が持続していくことが可能なモデルづくりや他の地域への展開を推進する事業を実施することとする。

2 事業の概要

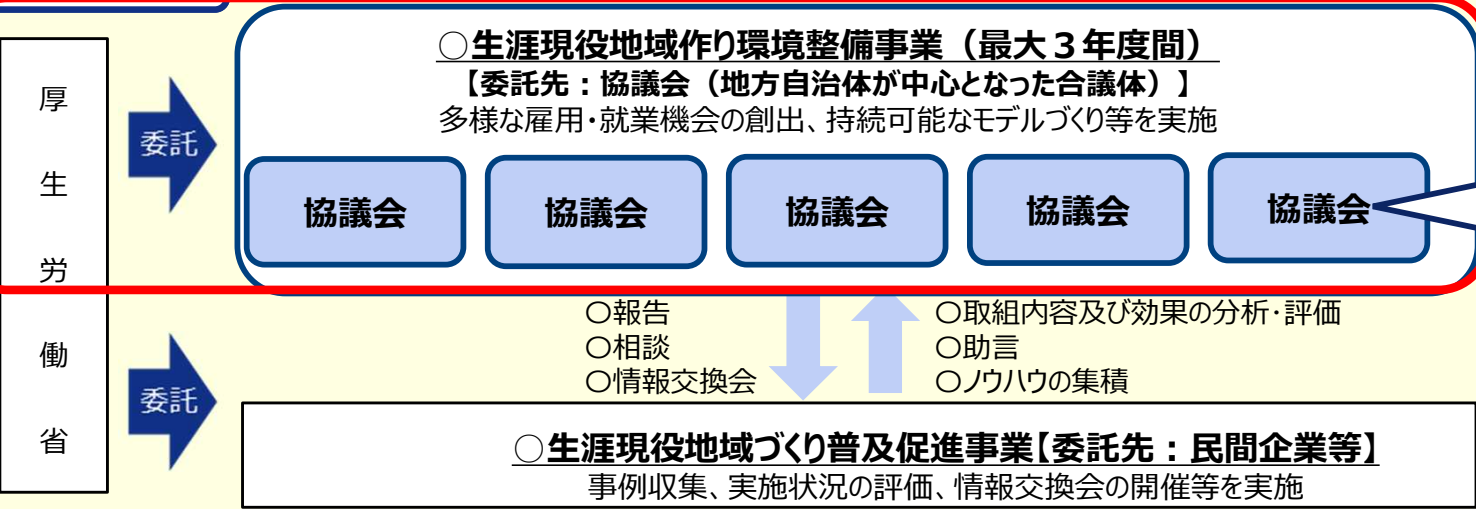
（1）多様な雇用・就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等（生涯現役地域づくり環境整備事業）【委託事業】

- 地域福祉や地方創生等において形成された地域づくりの既存プラットフォーム機能に高齢者等への就労支援の機能を付加する仕組みの実証等を通じて、地域の産業・人口構造によって異なる高齢期就業ニーズをきめ細やかに捉えた多様な雇用・就業機会を創出し、地域の関係機関のネットワークにより高齢者の活躍が地域課題の解決につながる好循環を生み出す取組を展開するとともに、試行的に民間等からの資金調達に取り組むことにより、事業終了後も各地域における取組が持続可能なモデルづくりを行う。

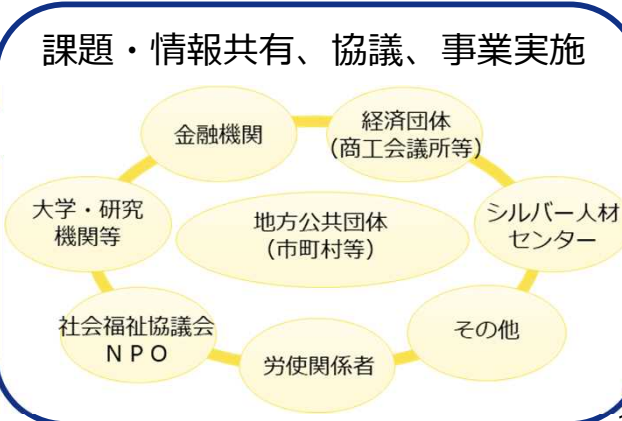
（2）事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等（生涯現役地域づくり普及促進事業）【委託事業】

- 環境整備事業の取組が効果的なものとなるよう、環境整備事業を受託する各協議会へ伴走型の支援を行うとともに、環境整備事業において実施される取組や成果を他地域にも普及していくために必要な運用上及び政策上の知見をとりまとめる。

事業スキーム



【協議会の構成等】



事業の目的

- 民間資金など幅広い財源を調達し、地域福祉や地方創生等において形成された**地域の既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組みを実証的に実施**することで、以下の成果を実現することを目的とする。

1 「生涯現役社会」の構築による地域社会の持続

- 高年齢者をはじめとする**地域住民の多様な就労ニーズに応える「生涯現役社会」を構築し**、生産年齢人口の減少に直面する**地域社会の持続につなげる**こと

2 地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる課題の抽出

- 各地域における実証を通じて、既に地域で展開されている地域福祉・地方創生・農山村等の地域活性化などの取組と高年齢者等への就労支援の取組を**一体的に実施する仕組みを構築する効果および実装に伴う課題を抽出**すること

3 他地域への普及に必要な環境整備に関する政策上の知見の収集

- 各地域の実証に基づいて、**民間等からの資金調達および地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施の普及のために必要な環境整備**について、今後の政策立案に向けた示唆を得ること

事業の射程

- 新事業の趣旨や成果を実現するためには、高年齢者等の多様なニーズに応えるとともに、**地域福祉や地方創生等の分野の取組と円滑に連携できる**ことが必要であることを踏まえ、**環境整備事業の射程を次のとおりとする。**

1. 支援対象者の拡張



- ・ **55歳以上の高年齢者を対象に含むことは必須。**
- ・ その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**高年齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことも求める。**

2. 多様な就業形態の創出



- ・ 地域において創出する**就業形態の一類型として企業による雇用を想定することは必須。**
- ・ その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**企業における雇用以外の多様な就業機会**（シルバー人材センターなどでの請負委託、有償・無償のボランティアなど）の創出に取り組むことが望ましい。

3. 自治体事業等との一体的な実施



- ・ 地域において、地域福祉や地方創生など地域づくりを目指す地方自治体の事業や民間中心の取組で構築された、**協議会等のプラットフォーム機能が、既に機能していることが前提。**既存の協議会等を高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として正式に位置付けることが必要（地方公共団体は協議会の必須の構成員）。
- ・ 各地域の取組においても、協議会機能の再編や効率的な事業運営に取り組むことで、**自治体事業等の機能と雇用・就業支援の機能の相乗効果**を生むことを目指す。

【想定される協議会等の例】

- 重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会
- 地域福祉計画検討のための協議会
- 生涯活躍のまち事業計画検討等のための推進協議会（地域再生協議会）
- 農山村活性化における地域協議会
- その他の自治体事業や民間主体の活動(例:協同労働)等により組織される協議会組織 等

【協議会の一体的な設置方法の一例】

- 基盤となる協議会等に、環境整備事業を効果的に実施する上で必要なメンバーを追加する
- 基盤となる協議会等に、雇用・就業支援に重点を置いた部会を新設する 等

事業の内容

- それぞれの協議会では**以下の事業内容を共通して実施**し、地域の実情や高年齢者等の多様なニーズに応じ、**創意工夫を活かした独自性のある取組を推進**することが期待される。

協議会における事業内容

1. 多様な雇用・就業の促進

- 地域の既存プラットフォーム機能の基盤の上に、高年齢者等への雇用・就業支援の機能を強化するという枠組みを試し、**効果的な事業モデルを構築**する

【想定される事業の例】

- 地域の多様な関係者相互のネットワークの構築
- 事業主や高年齢者等への支援
- 高年齢者等のニーズと地域の雇用・就業の機会とのマッチング支援 等

2. 民間等からの資金調達

- 事業終了後も各地域における取組を持続させるため、**試行的に、民間等からの資金調達に取り組む**

【想定される民間資金等の調達例】

- 企業等から協議会への寄附
- 協賛企業や取組に賛同する個人等からの会費
- 企業等からの人材（マッチング支援など）の出自
- 協議会活動の一環として実施する事業活動から得た収益（地域食堂の売上金など）
- 自治体事業の支出見直しにより生じた財源の充当
- 地方公共団体あての寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税など） 等

3. 事業プロセスの評価

- 事業内容の深化や取組の拡張など、**事業を実施する中で生じる質的目標の項目の変化に関する情報や資料を提供**する

※ 厚生労働省が別途実施する生涯現役地域づくり普及促進事業（委託事業）に、各協議会が協力する中で実施するもの

【質的目標の項目】

- 高年齢者等の多様な雇用・就業促進の取組
- プラットフォームの拡張・深化
- 民間資金調達等の取組
- 事業終了後の体制整備

自治体事業等の取組（一例）

- 重層的支援体制整備事業
- 地方創生（生涯活躍のまち事業）
- 農村型地域運営組織形成推進事業・農山漁村振興交付金事業
- 自治体の独自予算事業
- 民間主体が中心に実施される事業（例：協同労働） 等

ADD ON

就労支援機能

既存協議会等の取組

地域社会・経済の持続

高年齢者等の多様な就労ニーズ

- 雇用
- シルバー人材センター等の就業（臨・短・軽）
- 社会貢献事業（有償）への従事
- ボランティア（無償）
- 起業 等

成果に連動した委託費の支払い

- 環境整備事業の委託費の支払いにおいては、①高年齢者の雇用・就業者数、②民間等からの資金調達の2項目について、次のとおり、**成果に応じた委託費の加減算**を行う。

委託費への成果連動の仕組み

高年齢者の雇用・就業者実績に対する成果連動【定率減算方式】

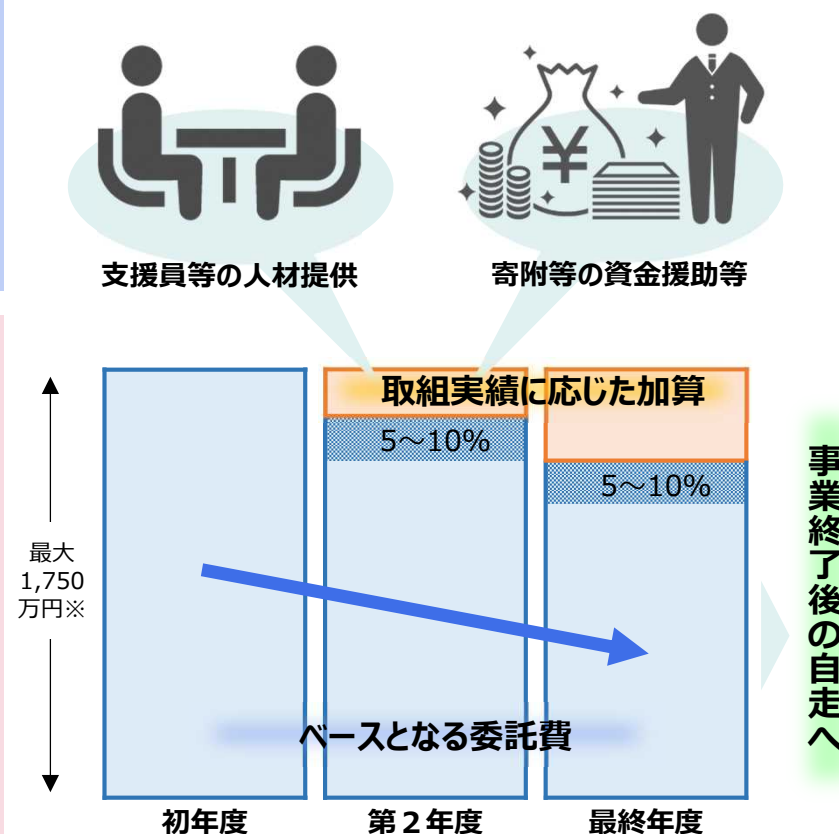
- 高年齢者の雇用・就業者数については必須のアウトカム目標とし、第2期評価基準期間以降に目標を達成できなかった場合、当年度の委託費の支払いから一定割合を減額して支払う。
- アウトカム実績が目標の80%未満だった場合 … 委託費から▲ 5%減額
- アウトカム実績が目標の70%未満だった場合 … 委託費から▲ 10%減額
- ※ 各地域の目標値の最低基準は、対象地域の高齢者人口（60歳以上）1,000人あたり1.1人以上

民間資金等の調達実績に対する成果連動【定額加算方式】

- 第2期評価基準期間以降は、民間資金等の調達実績に応じて、委託費に一定額を加算して支払う。さらに、第3期においては加算の基準と上限額を引き上げ、民間資金等の調達のためのインセンティブを強化する。
- なお、民間資金等の調達手段は以下の2パターンとし、組み合わせて取組むことも可とする。
- 【支援員等の人材提供】
 - ・ 協議会における高年齢者等のマッチング支援のため必要と考えられる支援員等の配置にあたり、職員を派遣(人件費を負担)してもらった場合
- 【寄附等の資金援助等】
 - ・ 民間資金など他の財源（自治体事業等による安定的な財源を含む）から調達した場合

Ex.協議会におけるマッチング支援のため必要な支援員等の人件費を450万円/年【基準】とした場合

- ・ 実績：225万円(基準の 50%)以上の人材提供or寄付等 … 100万円の加算
- ・ 実績：450万円(基準の100%)以上の人材提供or寄付等 … 200万円の加算【2年目加算上限】
- ・ 実績：675万円(基準の150%)以上の人材提供or寄付等 … 300万円の加算
- ・ 実績：900万円(基準の200%)以上の人材提供or寄付等 … 400万円の加算【3年目加算上限】



- ※ 必要額についても提案型とし、費用対効果の観点も含めて評価・採択を行うため、実施箇所数は評価を踏まえて最終決定する。ただし、予算額に達していない場合でも、評価の低い実施主体を採択することはしない。

委託費の構成と成果連動分の支払いの枠組み

- 委託費は①ベースとなる委託費（事業の必要経費への支払部分。高年齢者の雇用・就業者実績連動部分を含む。）と、②資金調達の実績連動部分（成果のみに応じた支払部分。事業の必要経費とは対応しない。）に大別。
- 各年度の予算上限額（1,750万円）は上記①・②を合計した金額に適用。また、成果連動に係る評価基準期間を設ける。

各事業年度における委託費の構成について

	初年度	第2年度	最終年度
1. ベースとなる委託費（上限額）	1,750万円	1,550万円	1,350万円
2. 高年齢者雇用就業者実績連動分【定率減算】	－	▲0～▲155万円	▲0～▲135万円
3. 資金調達実績連動分【定額加算】	－	0～200万円	0～400万円
合計額 (最大値) (最小値)	1,750万円	1,750万円	1,750万円
	1,750万円	1,395万円	1,215万円

※ 事業構想必要経費には、上記 1 にかかる経費を計上。上記 2 及び 3 にかかる経費は、成果に応じて年度末に精算を行う。

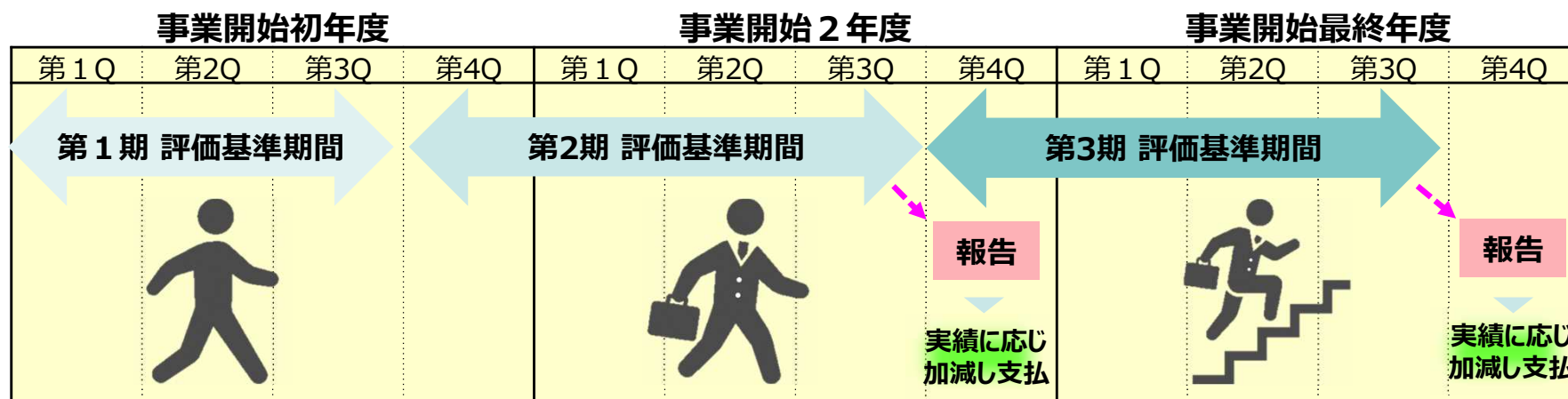
評価基準期間の考え方と成果連動分委託費の支払時期について

● 評価基準期間

- ・ 第1期＝事業開始から事業1年目の第3四半期まで
- ・ 第2期＝事業1年目の第4四半期から事業2年目の第3四半期まで
- ・ 第3期＝事業2年目の第4四半期から事業3年目の第3四半期まで

● 成果連動分委託費の支払時期

- ・ （第1期評価基準期間を活用した委託費の加減算はなし）
- ・ 事業2年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）
- ・ 事業3年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）



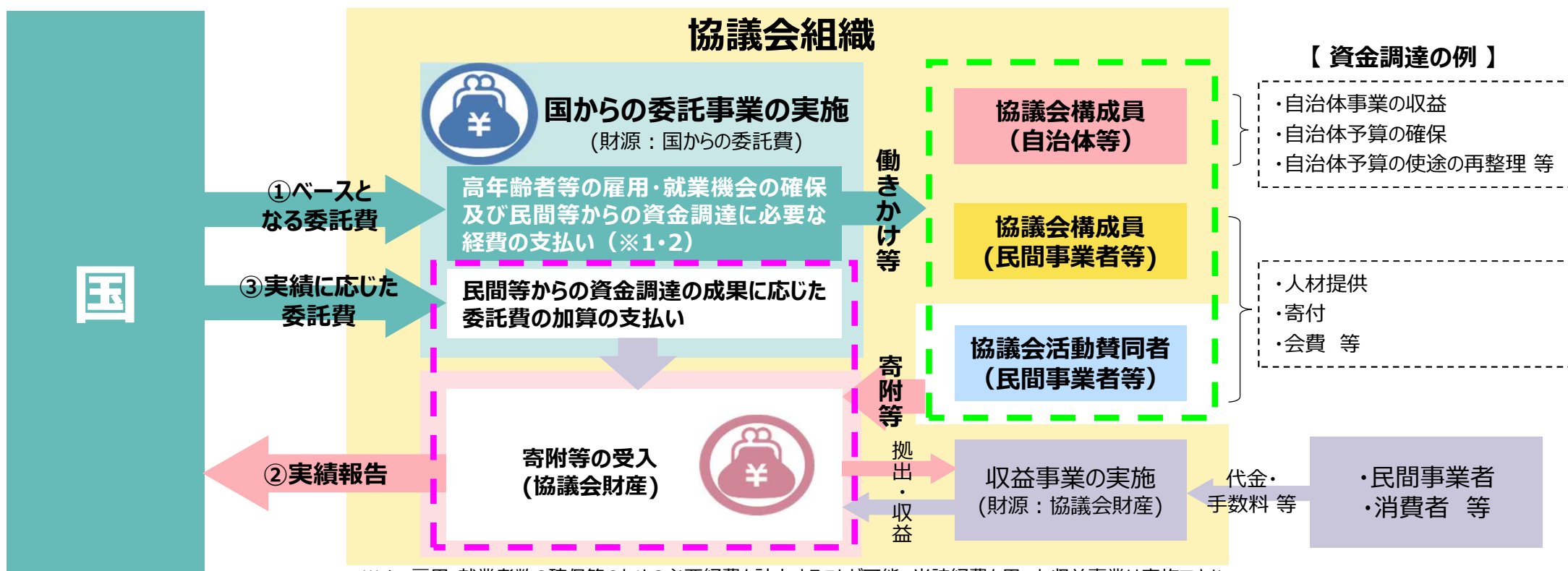
事業終了後の自走へ

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 民間等からの資金調達は、「委託事業終了後も各地域での取組を持続させる」という環境整備事業の目的を達成するための活動であることを踏まえ、活動の成果として調達された資金に関して、独自の取扱いを定める。

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 活動の成果として調達された資金は、環境整備事業終了後も国へ返還することを要しない。
- 調達された民間等からの資金は、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進する目的で行われる活動（収益が生じるものを含む）に充当可能。
- 委託費（資金調達の成果に応じて支払われる部分を除く。）は、予め計上された経費に限り支出できるが、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは委託費の目的の範囲として認める。なお、国からの委託費を受け入れるための口座と民間資金等を受け入れるための口座は別に管理する。また、民間資金等の調達業務として想定されることは、予め想定できる範囲で事業構想及び地域計画に記載する。



※1 雇用・就業者数の確保等のための必要経費を計上することが可能。当該経費を用いた収益事業は実施できない。

※2 支援員等が資金調達のために活動する人件費については予め必要経費として計上可能。その他の必要経費は、民間等から調達された資金か、委託費のうち資金調達の成果に応じた支払い部分から支出する。